

令和5年 建築工統法

① 中間検査 法7条の3

特定期工事に係る工事で終えて二号は、建築工事の検査と申請(ひきしん)がなされる
一号 二号
一号 階数3以上である共同住宅の床及び壁に鉄筋を配置する工事で
政令で定める工程
法11条
→ 2階の床及び壁に鉄筋を配置する工事の工程

二号 特定行政庁が指定する工程

② 検査済証の交付を受けたまでの建築物の使用制限

法7条の6
法6条第1項～3から3号までの建築物を新築する場合
↓
鉄骨造、延べ面積200m²、平家建工事務所
法7条5項の検査済証の交付を受けた後(ひきしん)に使用(つかひ)される
四号
→ 検査済証の交付を受けた前でも建築物を使用(つかひ)できます

③ 仮設建築物に対する制限の緩和

法85条6項、7項
特定行政庁は、国際的な規模の会議の開催に供するごとに1年を超えて使用する仮設営業場所を建築する場合は、その建築を許可することができます。

④ 認証型式部材

法68条の20
1項 法6条4項に規定する検査(ひきしん)を適合(ふあい)するもの
2項 工事監理者による設計図書とみりに実施工事にこれが確認(けんにく)され→完了検査に適合(ふあい)

令和4年

N01. 報告、検査等

法12条 → 法6条1項一号 法別表第1(1)種の特殊建築物 床面積200m²超
↓ 令16条で定めるものその他
所有者(所有者と管理者が異なる場合の管理者)
↓ 特定行政庁に報告
定期に「特定行政庁に報告」

N02. 用途変更に対するこの法律の準用

法87条1項 → 法6条1項一号の特殊建築物に用途変更の場合

↓
法6条(3項、5項、6項を除く)の準用 → 確認済証
三五条(7項中、完了と建築主事届け出しならなければ認められず)

N03. 確認済証を受けた建築物の変更

法6条1項 → 確認を受けた建築物の計画の変更 → 同不承(確認済証の交付が不要)
「軽微な変更を除く」
規則3条の2
十五号 建築設備の材料、位置又は能力の変更

N04. 検査済証の交付を受けた建築物の使用制限

法7条の6(1項)

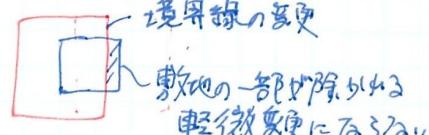
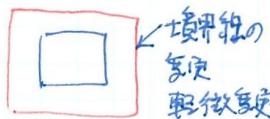
→ 法6条1項一号から三号までの新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、模様替
↓ → 法7条5項の検査済証の交付前に建築物の使用(24時間)
三号に該当 → 7-24時間の場合は、使用することができない。
三号 申請が受理された日から37日を経過してとす。

令和3年

N01. 軽微変更

法6条1項

→ 規則3条の2 (計画の変更による確認を要しない軽微な変更)
1項 二号 敷地が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更
(当該敷地境界線の変更は、変更前の敷地の一部が除外される場合を除く)



N02. 工事中ににおける安全上の措置(内装計画の届出)

法90条の3 (月次から3ヶ月のアート)

→ 法別表レ(1)種(1), (2), (4)で政令で定める建築物 → 特定行政庁に届け出

施工中の安全計画

三号 病院、診療所、5階以上の床面積1500m²超

N03. 検査済証の交付を受けた建築物の使用制限

法7条の6(1項)

→ 法6条1項一号から三号の建築物 → 法7条5項の検査済証を受けた後に(24時間)
鉄骨造平家 診療所 200m²は四号 使用できない。
→ 規定の外屋外

N04. 用途変更に対するこの法律の準用

法87条1項 → 法6条1項一号の特殊建築物に用途変更

→ 法7条1項の規定の準用

工事を完了したときは、「建築主事の検査と申請(24時間)」

↓ 認め替え

「建築主事の届け出(24時間)」

令和2年

(W1) 工事中の安全上の措置に関する計画の届出

法90条の3

→ 法別表第1 (1) (3), (4), (5) で政令で定めるもの
→ 令147条の2 第1項 (届け出を要する建築物)

一号 百貨店、マートその他物品販売業と営む店舗、
3階以上又は地階の床面積 1500m²超

→ 令13条の2 (避難施設等に含まれる工事)

(1)(2)～(4)の建築工事

出入り又は屋外への出入口のうち用いさがうの取替え工事 → 届け出は不要
非常用の照明装置に用いさる強制点灯の取替え工事

新築、避難施設等の工事

→ 工事の施工中にあける
安全上、防火上、避難道上

に実りみ計画書を
指定行政庁へ届け出

(W2) 報告、検査等

法11条1項

→ 法6条1項 一号 の特許建築物のうち

令16条1項 一号 法別表(1) (3) → 3階以上又は100m²以上
定期報告を要する 二号 劇場、映画館、演芸場 → 土日曜日(月曜日も)の

三号 法別表(1) (3), (4)

(四号 法別表(1) (3) → 3階以上又は2000m²以上

令16条2項

令14条の2 の建築物

指定行政庁が

指定した場合に

定期報告を必要

令16条1項 に該当するもの

定期報告を要する

令16条3項 一号 → 令19条の3 第1項 エレベータ、エスカレーター

二号 → 令16条1項 の建築物に該当する防火設備

指定行政庁が

指定した場合に定期報告を必要

法12条3項 の結果 → 上記以外の特許建築設備

(W3) 軽微変更

法6条1項

→ 様則3条の2 (計画の変更に係る確認を要する軽微な変更)

1項 3号 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更

(W4) 検査済証の交付を受けたまでの建築物の使用制限

法11条の6 1項

→ 法6条1項 一号から3号 の建築物 → 法11条5項 の検査済証の交付を受けた

鉄骨造、延べ面積 200m² 平家建、飲食店、4号

後からいじりが使用される。

→ 様則の好意外

令和1年

No.1. 檢査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

法4条の6 第1項

- 法6条(1)項一号から三号の建築物 → 法7条5項の検査済証の交付前に建築物を便用には
鉄骨造、延べ面積1000m² 地上3階以上共同住宅は、一号に該当する
→ T-T=1 以下の場合は便用できる
... 二号 建築主等又は 法7条の21項の規定による指定を受けた者に認めたとき

No.2. 定期報告

法12条1項

- ① 法6条(1)項一号の特殊建築物のうち 16条1項で定めるもの

② " ①に該当しないが、特定期行政庁が指定したものの

16条(全16条の2)3 ③ 法34条第1の特殊建築物で 3階以上、床面積100m²以上200m²以下 ④ 特定期行政庁が指定したもの

⑤ 施設所で 階数3以上、延べ面積が200m²以上で特定期行政庁が指定したもの

- ⑥ 調査者は 一般建築士、二級建築士又は 建築物調査員等
報告義務者は、所有者又は 管理者

No.3. 用途変更に対するこの法律の準用

法87条

- 法6条(1)項一号の特殊建築物に用途変更

→ 法7条の2(国土交通大臣の指定を

→ 法7条1項の規定を準用して一部読み替える

業者による完了検査)

工事を完了したときは 「建築主事に届け出なければならない」

の規定を準用しない

No.4. 工事中にみられる安全上の措置等に関する計画の提出

法90条の3

- 法34条(1)(1)補 (1)(2)(4)で 政令で定める建築物

施工中の安全計画

→ 法147条の2 一号 百貨店、マート、物品販売業

→ 特定期行政庁に届け出

3階以上又は4階、床面積、500m²超

法7条の6 第1項

- 法6条(1)項一号から三号の建築物 → 仮便用の認定が必要